

○豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則

昭和41年10月1日

規則第38号

改正 昭和42年9月30日規則第43号

昭和48年4月28日規則第28号

昭和63年4月23日規則第24号

平成2年3月31日規則第18号

平成3年3月30日規則第31号

平成9年3月31日規則第21号

平成10年2月12日規則第3号

平成13年3月30日規則第31号

平成15年3月31日規則第29号

平成17年6月16日規則第62号

平成22年11月30日規則第69号

令和5年3月29日規則第36号

豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例（昭和41年豊橋市条例第27号。以下「条例」という。）第14条の規定により、豊橋市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成2年規則18号・9年21号・17年62号〕）

(使用時間)

第2条 老人福祉センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（全部改正〔平成17年規則62号〕）

(休館日)

第3条 老人福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、敬老の日は、休館日としない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、老人福祉センターの休館日を変更することができる。

(全部改正〔平成2年規則18号〕、一部改正〔平成15年規則29号・17年62号〕)

(利用登録)

第4条 条例第3条第1号に規定する者は、利用登録申込書(様式第1)を指定管理者に提出し、利用登録を受けることができる。

2 指定管理者は、前項の規定により利用登録をしたときは、利用者証(様式第2)を交付する。

(全部改正〔平成17年規則62号〕)

(使用の承認申請手続)

第5条 条例第4条の規定により老人福祉センターの使用の承認を受けようとする者は、個人で使用する場合にあっては使用期日に、団体で使用する場合にあっては使用期日前5日までに、使用承認申請書(様式第3)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が市長の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、個人で使用する場合は、利用者証を指定管理者に提示することをもって同項に規定する申請書の提出に代えることができる。

(全部改正〔平成17年規則62号〕)

(使用承認書の交付等)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請を承認したときは、使用承認書(様式第4)を申請者に交付する。ただし、同条第2項の規定による申請の場合は、使用承認書の交付を省略することができる。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、老人福祉センターを使用するときは、使用承認書を指定管理者に提示して、その指示を受けなければならない。

(全部改正〔平成17年規則62号〕)

(使用承認の取消手続)

第7条 使用者は、使用の承認の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第5)に使用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(全部改正〔平成17年規則62号〕)

(使用後の点検)

第8条 使用者は、条例第9条の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受

けなければならない。

(全部改正〔平成17年規則62号〕)

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定管理者の許可を受けずに老人福祉センターで物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (2) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(追加〔平成17年規則62号〕、一部改正〔平成22年規則69号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 豊橋市老人いこいの家条例施行規則(昭和38年豊橋市規則第18号)は、廃止する。

附 則(昭和42年9月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月23日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える改正規定は、豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成2年豊橋市条例第11号)附則ただし書に規定する同条例の施行の日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第31号)

- 1 この規則は、平成3年4月12日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の規定により調製されている第1号様式及び第2号様式は、この規則による改正後の豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 12 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 31 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 16 日規則第 62 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規則第 69 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1 (第4条関係)

<p>豊橋市老人福祉センター利用登録申込書</p> <p>指定管理者 様</p> <p>次のとおり、老人福祉センターの利用の登録を申し込みます。</p>		
申 込 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	緊 急 連 絡 先	
	備 考	
<p>※指定管理者記入欄</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p>		

様式第2 (第4条関係)

(表)

豊橋市老人福祉センター利用者証 No. _____			
氏 名	_____		
住 所	_____		
生年月日	年	月	日
連絡先・緊急連絡先	_____		

(裏)

<p>1. 老人福祉センターを個人で利用される時はこの利用者証を受付に提示してください。</p> <p>2. この利用者証は他人に譲ったり貸したりしないでください。</p> <p>3. この利用者証の表に記載されている事項に変更があったときは、速やかに届けてください。</p>
--

備考 利用者証の大きさは、縦5.3cm、横8.5cmとする。

様式第4（第6条関係）

<p style="text-align: right;">承認第 号</p> <p style="text-align: center;">豊橋市老人福祉センター使用承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 ㊦</p> <p>年 月 日申請の老人福祉センター使用については、下記のとおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
使用設備等	
使用目的	
使用日時	年 月 日 午 前 時から 午 前 時 分まで 後 後
使用人員	人
備考	

様式第5（第7条関係）

豊橋市老人福祉センター使用承認取消願 年 月 日 指定管理者 様 住所 (団体名) 申請者 氏名 電話 局 番 次の事由のため、使用承認を取り消してください。			
使用承認を受けた設備等			
取消しを受けようとする事由			
使用日時	年 月 日 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後		
使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
備考			

様式第1 (第4条関係)

様式第2 (第4条関係)

様式第3 (第5条関係)

(全部改正〔令和5年規則36号〕)

様式第4 (第6条関係)

(全部改正〔令和5年規則36号〕)

様式第5 (第7条関係)